平成２２年（フ）第９４２号
北九州市八幡西区則松１丁目６番34―609号
債務者　成清　準次
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９４４号
北九州市八幡西区浅川日の峯１丁目８番10号103
債務者　石井　道夫
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９８０号
北九州市門司区田野浦２丁目13番６号
債務者　内藤　秀人
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９９０号
北九州市若松区今光１丁目12番30号
債務者　松田　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９９１号
福岡県中間市朝霧２丁目15番２号
債務者　飯森　健一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１９５号
青森県八戸市大字根城字西ノ沢36番地15　ファミーユ松園203
債務者　久保　光子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第８２１号
奈良県大和郡山市西野垣内町22番地１　公団４―202
債務者　山塚　浩一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８号
福島県いわき市小名浜玉川町南１番地の４、前住所福岡市博多区奈良屋町12番13―201号
債務者　井上　和幸
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１７４号
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字下千里720番地の１
債務者　堀本　美一
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２０８号
福島県いわき市明治団地４番地の13―４号、前住所福島県いわき市小名浜林城字江越９番地の９
債務者　鈴木　由明
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２１９号
福島県双葉郡広野町広洋台２丁目２番地10
債務者　大木　功枝
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１９０号
山口県周南市城ヶ丘３丁目10番12―101号
債務者　大上　三郎
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２４２２号
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地の１　南台ハイツＢ15棟201号
債務者　淺沼　　満
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４４０号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平５番６―505号
債務者　尾里　孟志
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４５２号
横浜市泉区中田東４丁目29番11号
債務者　小原　真志
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４５８号
横浜市泉区上飯田町837番地10　ベル・ジェルメ101
債務者　安岡　周作
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５３１号
横浜市港北区師岡町159番地１　シイバシハイツ303
債務者　林　　尚美（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部